平成２３年（フ）第１６２８号
京都府八幡市美濃山宮道43番地の１　ビサイド22―307号室
債務者　奥田　晋一
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６７号
京都市左京区高野泉町６番地
債務者　原田　葉子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９２号
奈良県生駒市あすか野南１丁目５番17号
債務者　土田　保男
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４９３号
奈良市高天市町68番地　ジョイフル東洋203号
債務者　大森美知子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５２７号
奈良市大森町75番地　フレオーブツカサ401号
債務者　甲斐　敏和
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５５１号
奈良市桂木町17番303号
債務者　村上　智美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６３号
奈良県生駒市東生駒１丁目162番地　パークスイーツ503
債務者　吉島　由美
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８４５号
広島県安芸郡熊野町東山16番19号
債務者　田村　良樹
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１４９号
広島県東広島市西条町寺家6704番地７　光ハイツ201号
債務者　大越　一也
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２２４号
広島市佐伯区皆賀３丁目８番35―103号
債務者　木船　宏明
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７２号
広島市東区戸坂大上３丁目２番４―202号
債務者　河村　精剛
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２７３号
広島市東区戸坂大上３丁目２番４―202号
債務者　河村　麻実
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０１号
広島市西区三篠町２丁目17番17―302号
債務者　森川　郁美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２９号
広島市安佐南区大塚西４丁目２番20号
債務者　佃　　節子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７７６号
福岡県朝倉市牛鶴335番地１
債務者　鬼塚ゴム工業こと　鬼塚　健司
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７７７号
福岡県朝倉市牛鶴335番地１
債務者　鬼塚　茂子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２７３号
福岡市西区内浜１丁目15番27―405号
債務者　中村　京子（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成23年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで　福岡地方裁判所第４民事部